

新潟県条例第21号

新潟県営住宅条例の一部を改正する条例

新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中章及び号の表示に下線が引かれた章及び号（以下「追加章等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（章及び号の表示並びに追加章等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p><u>第2章の2 県営住宅等の整備基準（第3条の2・第3条の3）</u></p> <p>第3章～第8章（略）</p> <p>附則</p> <p>第3条（略）</p> <p><u>第2章の2 県営住宅等の整備基準</u></p> <p><u>第3条の2 法第5条第1項及び第2項に規定する条例で定める整備基準は、次条に定めるところによる。</u></p> <p><u>第3条の3 県営住宅及び共同施設（以下この条において「県営住宅等」という。）は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。</u></p> <p><u>2 県営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。</u></p> <p><u>3 県営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。</u></p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか、県営住宅等及びその敷地に関する基準は、規則で定める。</u></p> <p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章～第8章（略）</p> <p>附則</p> <p>第3条（略）</p> <p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に</p>

応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者の心身の状況又は世帯構成、災害により住宅に困窮していることその他のやむを得ない事由の有無、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として規則で定める場合 214,000円

イ 県営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3)・(4) (略)

2 前項の規定にかかわらず、老人、身体障害者、災害により住宅に困窮している者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。)については、前項第1号の規定は、適用しない。

3 (略)

(同居の承認)

第13条 (略)

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしてはならない。

(1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第6条第1項第2号に規定する金額を超えるとき。

(2) 前項の新たに同居させようとする入居の際に同居した親族以外の者が暴力団員であるとき。

応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 政令第6条第4項各号に掲げる場合 同条第5項第1号に規定する金額

イ 県営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 政令第6条第5項第2号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 政令第6条第5項第3号に規定する金額

(3)・(4) (略)

2 前項の規定にかかわらず、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。)については、前項第1号の規定は、適用しない。

3 (略)

(同居の承認)

第13条 (略)

2 知事は、前項の新たに同居させようとする入居の際に同居した親族以外の者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。